



発行所  
横浜市神奈川区沢渡4の2  
神奈川県保育会  
発行人  
富田英雄  
題字  
故 内山岩太郎 筆

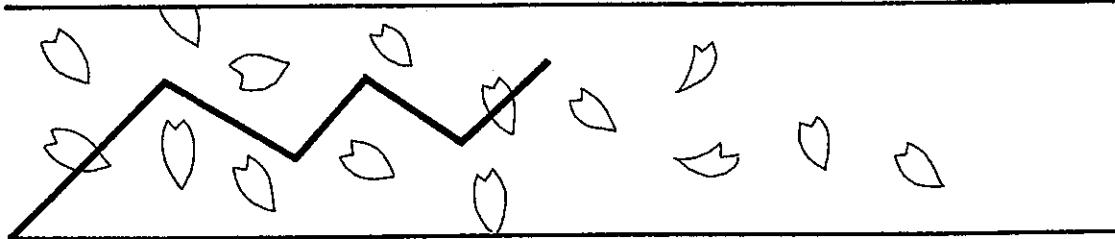


### 幼老交流・・伝統行事のどんど焼き風景

野原へ春を探しに散歩し「よもぎ」を摘んできたその蓬の緑色(希望・健やか)、桜の花びらのピンク色(優しさ・愛・思いやり)、餅粉の白(誠実・素直・可能性)、3色のおだんごを子ども達は顔を真赤にしておばあさんに教えられ一生懸命こねる、5才児がこねたものを3・4才児は「心がまるくなりますように」とかわいい手でくるくるまるめる。好きな形に願いをこめて造りだし木の枝におだんごの花を咲かせ保育室に飾る。

次の日、まゆ玉の木の枝を、よいしょよいしょと各クラスから子ども達がかついで園庭に集まります。お年寄り・保護者・近所の人がお正月の飾り物をもって園庭の中央に飾りどんど焼きの由来をお年寄りから聞き、おだんごとするめをみんなで焼き、焼けた物を「今年も一年間健康で幸せでありますように」と、それぞれが祈りみんなで仲良く分かち合って食べます。

当日は、こどもとお年寄りで誕生会をしたり、お正月の遊びを楽しんだり、昼には、おばあさんのお手伝で、みたらし・あんこ・きなこ・おろし・納豆のおだんごを作り、暖かい豚汁、漬物、果物を添えて、みんなで会食を楽しみ幼老交流を深めます。



1. 施設見学  
社会福祉法人 聖隸福祉事業団  
A聖隸厚生園  
(身障療護、身障デイ救護)  
Bケアハウス「アドナイ」  
Cわかば保育園 等 視察  
2. 社会見学  
久能山  
東海大学社会教育センター  
参加者 37名



## 園長研修会

平成6年3月21日(月)～3月22日(火)

小和田保育園長 林百枝

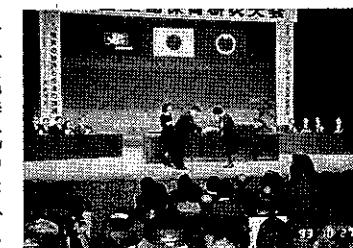
バスにて雨の中、聖隸福祉事業団のある浜松に到着、事業団の大きくなつた経過等の説明を聞いた後、施設見学をする。まず聖隸厚生園（身体障害者療護施設）へ行く、この建物の中には生活保護（救護）施設、身体障害者デイサービス・アフターケアサービス等々があり、ここで生活している人達は何の規制もなくゆつたり生活している様子が見られました。次に軽費老人ホーム・老人デイサービス事業の行われているアドナイ館を見学、最後に隣接のわかば保育園を見せていただきました。保育園と他施設との交流も、行事等についてはなかなか一緒に出来ないが、花を届けたり、元気な老人と近くへ花見に行つたりしているとのことでした。

おめでとう  
ございます

顕彰贈呈

西湘秦野保育園長 故・鈴木萬吏先生  
表彰状贈呈  
富士愛育園長 遠藤たい先生  
小和田保育園長 林百枝先生  
草柳保育園長 野村克子先生

## 全国保育協議会会長表彰



## 第37回 全国保育研究大会 新潟市

平成5年10月27日(水)～29日(金)

おいしいお米の名産地新潟の地に全国各地から二千余名の参加を得て、「大きくふくらませる子どもたちの夢—すてきな保育所・そして私たち—」を主題に、第三十七回全国保育研究大会が盛大に開催され、これから保育所のあり方について真剣な研究協議を行いました。

少子化時代の中で仕事と子育ての両立支援を強化していくことが今重要な政策課題となつていて、保育所の専門性を一層充実し、ニーズに的確に応え二十一世紀の子どもたちの健全な育成を図る大使命を誓いました。

# 保育会主催 研修会

内 容
「少子化時代を迎えて、保育所は今—『基本にもどってみつめよう主任保母の役割』」 元遠藤保育園園長 小児教育相談センター子育てアドバイザー 桑野仔至子先生
「保育行政のこれから」 県児童福祉課 白石富夫課長代理
「保育所ニーズの急激な変化に主任保母としてどう対処するか」 保育会会長 富田英雄

二日間、主任の役割、職務について学びました。信頼される主任とは魅力的な人柄であること、そのためには広い視野に立ち心を耕す努力することを、再認識しました。又、国や県の福祉行政にも常に目を向け咀嚼し、職場での話題にとり上げるよう心掛けたいと思いました。ニーズの変化に対処していくには、求められる主任像について聞く事が出来、有意義な二日間でした。



内 容
講 話 「子どものアレルギーについて」 神奈川県福祉部 内藤佳次技監
講 話 「子どもたちをとりかこむ食の変化—20歳前後の若者達と接して—」 秦野クリッキングスクール校長 出口数美先生
試 食 会 アカデミー会館にて 参加者 150名



## 調理員研修に参加して

相模原市栄養士 角田幸子

内藤先生は、アレルギー反応の根本である免疫のしくみを、分かり易く説明してくださいました。免疫という体を守る反応が、反対に体に害を及ぼす物質を生産し、それがアトピー性皮膚炎や喘息の症状となつて現われてくること。

また、造花の例のようにアレルゲンであると思いこんだだけでも、反応は起くるという精神的には面もあり、解明されていない部分が多く、予防や治療法は研究段階であることなど、とても良くわかりました。

出口先生は、クリッキングスクールの校長として、若者とのつきあいの中で感じてこられた現代っ子の実態をお話くださいました。自分の子供の将来の姿を見せられたようで、家庭での「しつけ」の大切さを、あらためて思いました。

## 調理員研修会

平成6年1月20日(木) 県社会福祉会館

## 主任保母研修会

平成5年11月15日～16日 湯河原厚生年金会館

栗原保育園 飯田幸子

# これからの保育所制度を考える

## ——保育の充実をめざして——

日頃、皆様には神奈川県の保育事業の充実にご尽力いただいていることを心から御礼申し上げます。さて、一月十九日には皆様が重大な関心を寄せていた「保育問題検討会」の報告書が公表されました。その概要についておきますと、すでにご存知のことだと思いますが、時代の変化に応じた利用しやすい保育所の確立に向けての取り組みが要請されているという点では意見の一致をみたものの、その打開策については、措置制度堅持論と直接入所制（契約制）導入論に意見が分かれ、両論併記という形でまとめられています。

このような報告書を受けて、厚生省はどのような方針決定をするのか注目していたところですが、二月の初め、「厚生省は、来年度については直接入所制の導入を見送る方針を固めた。しかし、再来年以降の導入は断念しておらず、市長会、町村会との協議の場を設け、改めて理解を求めていく」との報道がありました。

したがいまして、神奈川県としては今後とも、国の動向を見極めつつ、場合によつては全国知事会等とも連携を図り、きめの細かい対応を図つてまいりたいと考えております。同時に、この報告書では措置制度の改善・見直しの方向及び方法について、主要な論点が整理されており、これを参考に、私たちは保育事業の現場をあずかる一員として、これから保育所制度のありかたについて、保育の実態に即した検討を深める必要があると思います。

その中で、見落としてならないことは、厚生省が提案した「直接入所制（契約制）」を導入すると保育事業は本当に充実するかどうかという点だと思います。

### ● 契約制で保育は充実するか

厚生省は、保護者が一定の所得水準以上の場合には、「直接入所制（契約制）」によるとした上で、その具体的なメリットを次のように説明しています。

- 1、直接入所の場合には、利用者は、①保育所選択の幅が広がる。②市町村役場での手続が不要になる。③空いていれば、すぐ入所できる。市町村は、事務が軽減される。
- 2、直接入所の場合の利用料は、国が基準利用料を示し、利用料水準の抑制を図るために、保育単価から基準利用料を控除した部分について公費を導入する。したがって、共働きのサラリーマン世帯を中心に保育料の軽減が図られる。
- 3、保育所運営が措置制度に制約されることがなくなるので、保育所の主体的な経営が可能となり、多様なサービス供給の条件が整備される。

要するに、「利用しやすい保育所」を実現するため「直接入所制（契約制）」が導入されれば、保育所間に競争原理が

が白熱し、短時間では一つの結論に至らなかつたのもうなづけます。

なお、「直接入所制（契約制）」の導入に関連して長洲知事は、委員の一員として昨年の十二月初旬、宮沢座長あてに次のような意見を文書で提出いたしました。

「直接入所制の導入は、現行の措置制度を根本的に変更するものであり、児童福祉法の基本理念（公的責任）を大きく変えるものと考えます。さらに、このような重要な制度改正は委員の中でもさまざま意見があるよう問題点も多く、全国の都道府県や市町村、そして保育現場等とも十分に時間をかけて議論をし、合意を整えた上で報告書をまとめる必要があります。

いずれにいたしましても、高齢社会や少子社会の中で、これから児童育成についての公的責任のありかたについて費用負担の問題を含めて、行政や保育関係団体、利用者等との意見交換の場を設けるとともに、十分に検討しなければいけない時期が到来していると思います。

働き、多様な保育ニーズに柔軟に対応した保育サービスが提供できると主張されているのではないか、と思われます。これに反対する意見が多くありました。代表的な意見としては、次のように「措置制度を所得を条件に適用しないことに対する懸念です。

1、子どもの平等な保育が確保されない。  
2、保護者の費用負担が公平でなくなる。  
3、そもそも不公平感の強い「所得」で、措置と契約を分けることに問題がある。第七階層といふと、年収五百万円前後の平均的な共働き世帯である。そこを福祉の対象からはずすことは問題である。さらに、負担が軽くなる部分ばかりが強調されているが、契約利用になるとされる階層のうち、年収五百万円のボーダーラインに近い階層（占める人數の割合が多い）は、逆に負担が増える。

また、基礎利用料を示すというが、ガイドラインに強制力はない、その範囲におさまる保障はない。

このように二つの基本的な考え方は、これらのわが国の児童福祉政策についての思想をいすれに規定するかという非常に大きな問題提起をしており、保育問題検討会の場で議論持のための監督等の形があります。

このように、これらの方針が実現するには、行政が関与する形で保育所入所が行われる措置制度でなければ果たすことができず、措置制度の縮小は、公的責任の放棄につながるものである」という考え方であり、措置制度堅持論の論拠になっています。

他方は、「措置制度を取り巻く環境の変化に対応して、保育所入所については、行政の関与は必要な限りにとどめ、利用者の選択や保育所の主体的な判断を尊重することにより、必要なサービスの的確な供給を図るべきである」という考え方であり、厚生省がタタキ台として提案した「直接入所制（契約制）」の論拠になっています。そして、この考え方には、行政が関与する形で保育所入所が行われる措置制度でなければ果たすことができず、措置制度の縮小は、公的責任の放棄につながるものである」という考え方であり、措置制度堅持論の論拠になっています。

一つは、「保育に欠ける児童に対する公的な責任については、行政が関与する形で保育所入所が行われる措置制度でなければ果たすことができず、措置制度の縮小は、公的責任の放棄につながるものである」という考え方であり、措置制度堅持論の論拠になっています。

実は、保育問題検討会で措置制度堅持論と直接入所制（契約制）導入論が対立したのは、「子育てに国はどこまで責任を持つのか」というテーマについて、基本的な考え方の違いが表れたのだと思われます。

一つは、「保育に欠ける児童に対する公的な責任については、行政が関与する形で保育所入所が行われる措置制度でなければ果たすことができず、措置制度の縮小は、公的責任の放棄につながるものである」という考え方であり、措置制度堅持論の論拠になっています。

一方で、厚生省がタタキ台として提案した「直接入所制（契約制）」の論拠になっています。そして、この考え方には、次のような認識に基づいています。

・行政主導型の措置制度は、運用の改善を図るとしても、保育所の自主的な取り組みにより、利用者ニーズに即応したことを見直すべきである。

・児童福祉法第2条に規定する児童の健全育成に対する公的な責任の果たし方は、市町村への措置の義務付けという形でなくとも、施設整備への補助、保育料の减免、最低基準維持のための監督等の形があります。

このように、これらのわが国の児童福祉政策についての思想をいすれに規定するかという非常に大きな問題提起をしており、保育問題検討会の場で議論がなされ、財政状態や、どれだけ多様なニーズに応えるかなどによってバラツキが出る。

### ● 報告書を読んで

「保育問題検討会」

● 子育てに国はどこまで責任をもつのか

実は、保育問題検討会で措置制度堅持論と直接入所制（契約制）導入論が対立したのは、「子育てに国はどこまで責任を持つのか」というテーマについて、基本的な考え方の違いが表れたのだと思われます。

一つは、「保育に欠ける児童に対する公的な責任については、行政が関与する形で保育所入所が行われる措置制度でなければ果たすことができず、措置制度の縮小は、公的責任の放棄につながるものである」という考え方であり、措置制度堅持論の論拠になっています。

一方で、厚生省がタタキ台として提案した「直接入所制（契約制）」の論拠になっています。そして、この考え方には、次のような認識に基づいています。

・行政主導型の措置制度は、運用の改善を図るとしても、保育所の自主的な取り組みにより、利用者ニーズに即応したことを見直すべきである。

・児童福祉法第2条に規定する児童の健全育成に対する公的な責任の果たし方は、市町村への措置の義務付けという形でなくとも、施設整備への補助、保育料の减免、最低基準維持のための監督等の形があります。

このように、これらのわが国の児童福祉政策についての思想をいすれに規定するかという非常に大きな問題提起をしており、保育問題検討会の場で議論がなされ、財政状態や、どれだけ多様なニーズに応えるかなどによってバラツキが出る。

神奈川県児童福祉課長

清水勝夫

● 子育てに国はどこまで責任をもつのか

実は、保育問題検討会で措置制度堅持論と直接入所制（契約制）導入論が対立したのは、「子育てに国はどこまで責任を持つのか」というテーマについて、基本的な考え方の違いが表れたのだと思われます。

一つは、「保育に欠ける児童に対する公的な責任については、行政が関与する形で保育所入所が行われる措置制度でなければ果たすことができず、措置制度の縮小は、公的責任の放棄につながるものである」という考え方であり、措置制度堅持論の論拠になっています。

一方で、厚生省がタタキ台として提案した「直接入所制（契約制）」の論拠になっています。そして、この考え方には、次のような認識に基づいています。

・行政主導型の措置制度は、運用の改善を図るとしても、保育所の自主的な取り組みにより、利用者ニーズに即応したことを見直すべきである。

・児童福祉法第2条に規定する児童の健全育成に対する公的な責任の果たし方は、市町村への措置の義務付けという形でなくとも、施設整備への補助、保育料の减免、最低基準維持のための監督等の形があります。

このように、これらのわが国の児童福祉政策についての思想をいすれに規定するかという非常に大きな問題提起をしており、保育問題検討会の場で議論がなされ、財政状態や、どれだけ多様なニーズに応えるかなどによってバラツキが出る。



## 夜間保育

保育時間	通常保育	午後2時～午後10時
	延長保育	午前8時～午後2時
※ 保育時間は1日8時間を原則としますが、保護者の勤務時間及び通勤時間により、延長保育を行います。		

## クラス編成(30名)

年令	0～1歳	2歳	3～5歳
クラス名	ムーミン	トロ	プリンク
園児数	12名	4名	14名
担任数	4名	1名	1名

# 恵まれない子どもたちを育くむ人々に

## あたたかいまなざしを！

平成四年四月、神奈川県で始めて平塚市に開園されました夜間保育所「もんもん保育園」へ11月18日の夕方、広報部は取材訪問致しました。ステンドグラスの美しい夢のある園舎であたたかい空気を感じさせられました。子ども達は、みんなきいきと活動していました。若い保母さんや調理員の方々も、一生懸命愛情を注いで保育に当っていました。何よりも金子玲子園長が、無認可時代の事、そして夜間保育所建設に当つての苦難・試練を越えて現在の運営に、本当に情熱的に取り組んでいた姿には頭が下がりました。又、全職員が、児童福祉のために全力を注いで働いていましたが、その影に、一年経いくつかの問題点がある事を金子園長より伺いました。

子ども達は、保母の愛情を求めて色々と活動表現する子（囁みつきや喧嘩、奇声が夕方になると出る）子どもの健康管理面では、特に投薬によつて熱を抑えている状態で登園させるきげんの悪い子の処遇の件。夕食時は、一人一人に手をかけてあげたいが手がなくてかけられないため食事を十分与える事が出来ない事。（現在は、他に仕事を持つ園長のご主人が車

で送っている）保母の採用の件。（労働時間や保母経験・資格等）調理員が体調を悪くし退職せざるを得なかつた事。食器洗浄機を導入して調理員の腰痛予防や、時間短縮に務め効果的であつた事等々その他にも問題点が残された今、夜間保育園として今後どのように対して、本来の正常の保育ではないので、とかく児童福祉に反するなどと批判したりしているが、核家族化で小子化時代・兄弟のいない・おばあさんのいない、子育て留守の現実の家庭にとつては、夜間保育は必要であり、正常の家庭の子どもと同じように、あたたかい家庭的な環境を与えてあげなければならぬ。ここに児童福祉に大切なあたたかい心の保護の世界・人間形成にとってこの幼い時期特に愛情が必要であるという事が痛切に感じられます。夜間の保母配置はもう少し多く必要であると思われます。夜間保育に取り組んでいらっしゃる職員の方々の熱意と愛情に感謝しあたたかい励ましの応援を送りたい

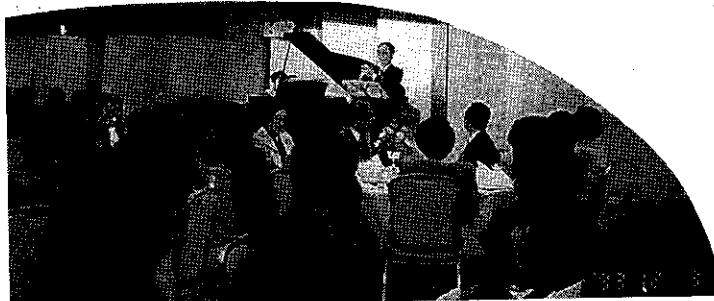
と思ひます。

又、保育関係者全体で考える問題であると思ひました。

# 保母の日前夜祭

平成5年12月3日(7時)~ホテル・コスモ横浜にて

保母賞受賞者	厚生大臣表彰受賞者
三浦ヨシ子様	青山文子様
富士見保育園	大船保育園
鶴青木由里子様	百合ヶ丘保育園
関口忍様	花水台保育園
橋口章公子様	林台保育園
吉川久子様	わかたけ保育園



受賞者を祝い  
美しい音楽を演奏する宮田四郎氏（ホルン）  
柴田牧子氏（ピアノ）

第29回、神奈川県保母賞受賞の栄に浴し、身に余る光榮と感謝致しております。この事は、日頃、皆様方からの暖かいご指導とご支援の賜物と心よりお礼申し上げます。そ

の上、神奈川県保育会のご配慮により、盛大な前夜祭まで催していただきまして、受賞者一同感激致しております。

年々、乳児の入所増加や保育時間の長時間化にもみられます

よう、私たちの勤務する保育

園に期待される役割は大きくなっています。子どもたちの健やかな成長を願い、健康管理や個性を大切にした保育をめざして、職員一丸となって一層の努力をして参りたいと思います。今後もご指導下さいますように、お願い申し上げます。

林台保育園 橋口章公子

富水保育園長 池田六郎

思ひ起こせば長い長い人生であります。その長い間色々な人に大変お世話になりました。厚く御礼申し上げます。大正八年十五歳で小学を卒業し、父と共に百姓をしながら川魚の行商をし、自作小作併せて一町五反も耕作し、米六十俵も供出した事もあり一家を挙げて頑張った。

昭和二十六年小田原市議に当選し、三十年に落選の苦い経験もしたが、通算六期を務めた。その間、正副議長も務め叙勲も受けた。

昭和四十三年現在地に六十名定員の社会福祉法人の富水保育園を資金助成もな

# 祝米寿

幸せな事に一番協力し助けてくれたのが次男の嫁で、主人を二十二年も単身赴任させながら主任保母として園の為にいつも縁の下の力持的の存在で頑張ってくれた。その努力の御陰と感謝し私も頑張るつもりだが、明治三十八年生まれで米寿を過ぎ、皆様よりお祝いをして頂き、自分ではまだまだという気力は誰にも負けないが、最近体力に自信がない。しかし、生きていくかぎり幼児教育に捧げたい。

「保母賞をいただいて」

「生きているかぎりを」

# ！平成6年度 関東ブロック分科会提出議題決定！

## 【保育を高めるための研究を】

### 第6分科会

地域の子育てセンターをめざして

—地域の保育・子育てニーズへの  
対応と支援活動の推進を考える—

### 第8分科会

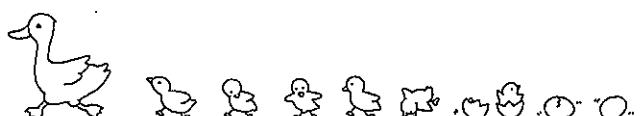
多様化する保育ニーズへの対応をめざして

—延長・夜間・一時保育などへの  
対応を考える—

### 第11分科会

新保育指針の実践をめざして

—3歳未満児—



\*各地区保育会保母会員の意欲的な研究活動を期待いたしました。どうぞ、ふるって研究大会に備えて下さい。

第28回 神奈川県保育事業大会 会場・県社会福祉会館

第35回 関東ブロック保育研究大会 会場・東京都

平成6年5月21日(土)  
平成6年7月21日(木)～22日(金)

第38回 全国保育研究大会 会場・鳥取市

平成6年11月16日(水)～11月18日(金)

あちこちに雪の残る広  
りランドの地で関東ブロ  
ック(一都十県三政令市)

の保育会・保母会・保育  
主管課・社協の各代表・  
関東ブロック保育事業関  
係者が一堂に会し、各ブ

ロックごと、全体会を通  
して日頃の実践活動的情  
報交換を行うと共に「子

育てモデル事業」「保育  
制度の問題」など、今後  
の具体的対応策について  
研究協議し保育事業の一  
層の発展をはかる目的で  
川崎市の主催で実施され  
た。神奈川県では保育会  
(富田・草山・稲川)保  
母会(藤沢・柳田)県主  
管課(小島・野頭・鳥居)  
県社協(今泉)の各代表が

出席し会議に加わり一同  
が意志統一してこれから  
の活動を約束した。

## 平成5年度 後期 関東ブロック保育事業連絡協議会

—平成6年1月31日～2月1日 よみうりらんどホテルにて—



平成5年度 全国保育組織正副会長会議

平成6年1月17日～1月18日 静岡県シャーテル赤根崎にて 富田会長・  
副会長(都筑・草山・稲川)が出席し、3ブロックに別れて討議に参加した。

計報

塚原保育園園長間宮重隆先生が  
三月二十一日ご逝去されました。  
心よりご冥福をお祈り申し上げます。